

厚生・産業常任委員会資料

平成24年(2012年)3月13日

商工観光労働部

# 滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例案

商工観光労働部

## 滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国のふるさと雇用再生特別基金事業実施要領が改正されたことに伴い、平成 23 年度に新たに開始した基金事業を平成 24 年度に継続して実施することができるよう、基金の設置期限を半年間延長するため、改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 24 年 9 月 30 日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。</p>